

<報道発表資料>

令和7年7月29日

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

指定就労継続支援B型事業者の指定取消処分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき「指定取消」の行政処分等を指定就労継続支援B型事業者に通知しました。

【対象事業所】

- 名 称 就労継続支援B型事業所 エミ・クラフト
- 開設法人 株式会社 Z E R O（代表取締役 河井 裕典）
- 所在地 京都市伏見区西大手町307-56 サンセリテ伏見1、2階
- 指定日 令和5年8月1日
- 管理者 白山 陽介（サービス管理責任者兼務）

【行政処分に至った経緯】

法に基づく指定就労継続支援B型事業者である株式会社 Z E R O（以下「当該事業者」という。）が運営する「就労継続支援B型事業所 エミ・クラフト」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業者は、事業所指定を受けるための申請手続の際、配置見込みのない人物を管理者兼サービス管理責任者（利用者ごとの個別支援計画の作成や、他の従業者に対する技術的指導及び助言等を行う者）として配置するとして、当該人物に係る書類等を提出し、当該事業所の指定を受けました。

また、当該事業所が、管理者及びサービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、配置していると装い、訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、本日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和7年7月30日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しました。

なお、当該事業者は、令和7年6月27日に、当該事業所を同年7月31日に廃止する届出を本市に提出しています。

【監査で確認した事実】

1 不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

当該事業者は、当該事業所の指定申請に当たり、申請手続を外部事業者任せきりにし、管理者兼サービス管理責任者とも面識がないにもかかわらず、自身の責任において書類の真正性や当人の勤務意思の確認等を自ら行わず、実際にはサービス管理責任者として常勤で勤務する見込みがないにもかかわらず、同人を管理者兼サービス管理責任者とする申請書類を提出し、当該事業所の指定を受けた。

なお、事業開始後も同人が常勤のサービス管理責任者として勤務していないことを認識しながら、何ら是正措置を講じず放置していた。

2 人員基準違反（法第50条第1項第4号）

事業所指定時（令和5年8月）から、令和7年5月まで、管理者及びサービス管理責任者を配置しないまま事業所を運営した。

3 不正請求（法第50条第1項第6号）

事業所指定の要件（管理者及びサービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を請求し、受領した。

【行政処分の実施】

- 処分内容 指定取消（令和7年7月30日効力発生）
- 処分理由 不正の手段による指定、人員基準違反、不正請求
- 経済上の措置 法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	67,710,417円
（不正請求額）	48,364,584円
（加算額）	19,345,833円（※）

※ 不正請求額に100分の40を乗じ、小数点以下を切り捨てた額。

【利用者への対応について】

当該事業者において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めています。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所のあっせん等の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、各区役所・支所保健福祉センターでも相談に応じます。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

電話：075-222-3553

<報道発表資料>

令和 7 年 3 月 2 1 日

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

指定就労継続支援 B 型事業者の指定取消処分(3 月 2 1 日付)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、指定就労継続支援 B 型事業者に対し、指定取消処分及び加算金を含めた額の返還通知を行いました。

【対象事業所】

- 名 称 就労継続支援 B 型事業所 . L A B（ドットラボ）
- 開設法人 株式会社 C I . P R O D U C E（代表取締役 松坂恒子）
- 所 在 地 左京区一乗寺清水町 1 3 番地ウイングス 9 2 3 階
- 指 定 日 令和 2 年 3 月 1 日
- 管 理 者 松坂恒子

【行政処分に至った経緯】

法に基づく指定就労継続支援 B 型事業者である株式会社 C I . P R O D U C E（以下「当該事業者」という。）が運営する「就労継続支援 B 型事業所 . L A B」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所が、利用者が通所していないにもかかわらず、事業所等に通所したものと虚偽の記録を作成し、訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、本日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和 7 年 3 月 2 4 日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しました。

なお、当該事業者は、令和 7 年 2 月 2 5 日に、当該事業所を同年 3 月 2 5 日に廃止する届出を本市に提出しています。

【監査で確認した事実】

1 不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

令和 5 年 9 月に入院した利用者 A について、入院日以降令和 6 年 1 2 月まで、入院中であることを把握し、通所していないことを記録していたにもかかわらず、施設外就労

においてサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

利用者Bについて、少なくとも令和5年9月末～令和6年12月の期間において、利用者が通所していないにもかかわらず、事業所に通所したものとして虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

2 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、既に退職した職員が施設外就労に従事していたとする、施設外就労に係る日報や施設外就労の実績を記載した書類を提出した。

3 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

【行政処分の内容】

- 処分内容 指定取消（令和7年3月24日効力発生）
- 処分理由 給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反
- 経済上の措置 法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	<u>8, 205, 579円</u>
（不正請求額）	5, 861, 128円
（加算額）	2, 344, 451円

【利用者への対応について】

当該事業者の責任において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めています。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所のあっせん等の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、各区役所・支所保健福祉センターでも相談に応じます。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

電話：075-744-1153

<報道発表資料>

令和 7 年 3 月 1 3 日

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

指定就労継続支援 B 型事業者の指定取消処分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき「指定取消」の行政処分等を指定就労継続支援 B 型事業者に通知しました。

【対象事業所】

- 名 称 ！－factory takeda
 （エクスクラメーションファクトリータケダ：就労継続支援 B 型）
- 開設法人 株式会社 N・S・S（代表取締役 吉野大地）
- 所在地 伏見区中島北ノ口町 1 番地 ルビラ 1 階
- 指定日 平成 2 5 年 2 月 1 日
- 管理者 秋山禄都

【行政処分に至った経緯】

法に基づく指定就労継続支援 B 型事業者である株式会社 N・S・S（以下「当該事業者」という。）が運営する「！－factory takeda」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所が、サービス管理責任者（利用者ごとの個別支援計画の作成や、他の従業者に対する技術的指導及び助言等を行う者）を配置していないにもかかわらず、サービス管理責任者を配置していると装い、サービス管理責任者を未配置の場合に必要な減算等を行わずに訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、本日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和 7 年 5 月 1 日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しました。

【監査で確認した事実】

1 不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

令和 5 年 8 月 2 8 日付けで配置したサービス管理責任者が令和 5 年 9 月中に退職し

た後、令和6年12月まで、サービス管理責任者を未配置のままサービス提供を行っていたにもかかわらず、サービス管理責任者が未配置の場合に必要な減算及び個別支援計画（就労継続支援B型計画）未作成に伴う減算を行わず、給付費を不正に請求し、受領した。本市へ必要な届出を行う際には、サービス管理責任者を配置しているとする虚偽の書類を提出し、サービス管理責任者が未配置であることを隠蔽していた。

2 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、令和5年9月から令和6年9月まで退職したサービス管理責任者が勤務したとする虚偽の出勤簿を提出した。

3 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

サービス管理責任者が作成する必要がある利用者ごとの個別支援計画（就労継続支援B型計画）について、サービス管理責任者ではない別の者が作成していた。また、個別支援計画には、退職したサービス管理責任者を作成者と記載していた。

【行政処分の実施】

- 処分内容 指定取消（令和7年5月1日効力発生）
- 処分理由 給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反
- 経済上の措置 法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	16,253,664円
（不正請求額）	11,609,760円
（加算額）	4,643,904円

【利用者への対応について】

当該事業者の責任において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めています。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所のあっせん等の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、各区役所・支所保健福祉センターでも相談に応じます。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

電話：075-744-1153

指定就労継続支援B型事業者の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援B型事業者であるMY 1 s t L L C合同会社（以下「当該事業者」という。）が運営する「上京ハウス」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所がサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、その書類を請求根拠として訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し、受領した事実等を確認しました。

このため、本日付けで、法第50条に基づき「指定取消」の行政処分を実施すること、法第8条に基づき、不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを当該事業者に通知しました。

1 対象事業所

- (1) 名 称 上京ハウス（就労継続支援B型）
- (2) 開設法人 MY 1 s t L L C合同会社（代表社員 吉田 昌之）
- (3) 所 在 地 京都市上京区大猪熊町83の建物の1階
- (4) 指 定 日 令和3年10月18日
- (5) 管 理 者 平井 辰弥

【就労継続支援B型】

一般企業などに雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業をいう。

2 監査の実施結果

(1) 監査に係る経過

当該事業所が、本市等の支給決定を受けた障害のある方に対して、サービス提供を行った実態がないにもかかわらず、給付費を本市等に請求している疑いがあったため、本市職員による現地の監視等を行った結果、不正請求の疑いが濃厚となった。

(2) 監査の実施

令和6年8月5日に、当該事業所への立入検査及び利用者への自宅訪問による聴き取りを実施し、同日以降9月10日まで監査を実施した。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

(ア) 令和4年11月から令和6年6月までの期間の日曜日及び管理者が出勤していない土曜日について、当該事業所が営業していないにもかかわらず、従業員が出勤し、利用者にサービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、給付費を本市等に請求し、受領した。

(イ) 施設外就労について、施設外就労先3か所のうち2か所において、施設外就労先が廃業した後の期間において、当該施設外就労先で利用者が就労したのとして記録を作成し、給付費を本市に請求し、受領した。

また、施設外就労先では、事業所は施設外就労先の企業から請け負った作業を独立して行い、利用者に対する必要な指導等は、事業所の支援員が行う必要がある。しかし、残り1か所については、当該事業所は支援員が利用者に必要な指導を行っていないだけでなく、作業内容も把握していない状況で、それにもかかわらず、当該事業所は、施設外就労を行ったとして給付費を本市等に請求し、受領した。

【施設外就労】

企業から作業を請け負い、事業所の支援員と利用者が一緒に企業に赴いて請け負った作業を行うこと。

イ 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、海外在住の人物を従業員として勤務していたとする虚偽の勤務実績書類、利用者へのサービス提供記録等を本市に提出した。

ウ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

管理者が、自身が出勤している日以外の従業員の出勤状況、施設外就労の実施状況、利用者へのサービス提供の内容について把握しておらず、管理者の責務である、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う責任を果たしていなかった。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和7年1月1日効力発生）

(2) 処分理由

給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反
（法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額 56,983,869円

(不正請求額) 40,702,764円

(加算額) 16,281,105円(※)

※ 不正請求額に100分の40を乗じ、小数点以下を切り捨てた額。

4 利用者への対応

当該事業者の責任において、利用者に対し他事業所の斡旋等を進めている。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所の斡旋等の進捗状況を把握し、指定取消の効力発生日までに受入先の確保ができるよう、必要に応じて指導を行う。